

福岡県国民保護計画（素案）からの主な変更点

追加：赤字＋下線
削除：青字＋取消線

【第1編 総論】

3頁（3 用語の意義 【武力攻撃関連】）

- ・ 分かりやすい表現への変更＜意見募集によるもの＞

変更する文言

NBC攻撃 武力攻撃のうち、核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。

11頁（【消防機関】 事務又は業務の大綱）

- ・ 分かりやすい表現への変更＜意見募集によるもの＞

変更する文言

2 消防、被災者の救助（消火、救急、救助等） 退避の指示、警戒区域の設定、その他の武力攻撃災害への対処

【第2編 平素からの備え】

31頁（4 市町村との連携 (3) 市町村国民保護計画の協議）

- ・ 市町村国民保護計画と各消防本部の消防計画との整合性を図る記述の追加＜意見募集によるもの＞

「常備消防が一部事務組合の場合、市町村と消防本部が別の組織となることから、市町村国民保護計画のうち消防に係る内容については、十分協議の上、消防本部の消防計画にも記述するよう県計画において示していただきたい」旨の意見があり、記述を追加するもの

追加する文言

市町村は、市町村国民保護計画の作成等において、当該市町村の区域を管轄する消防本部と十分協議を行うこととする。

また、市町村が作成する市町村国民保護計画で定められた事項について、消防本部の消防計画（市町村消防計画）等に盛り込まれるよう調整を図ることとする。

47頁（(1) 避難実施要領のパターンの作成など）

- ・ 指定地方行政機関、県警察、庁内各課等からの意見を踏まえた変更＜関係機関からの意見によるもの＞

変更する文言

市町村は、県、県警察等関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておく……

56頁（1 国民保護措置に関する啓発、(1) 啓発の方法）

- ・ 障害者の障害の内容に応じた配慮を行う趣旨の表現への変更＜意見募集によるもの＞

「障害者にはそれぞれ障害の特性があり、障害者に対する計画の啓発方法等きめ細かい検討をお願いしたい」旨の意見があり、これを踏まえて変更するもの

変更する文言（下線部を追加）

……広報媒体を使用するなど障害の内容等にも配慮しつつ実態に応じた方法により啓発を行う。

【 第 3 編 武力攻撃事態等への対処 】

5 8 頁 (1 国民保護対策準備室 (仮称) の設置及び初動措置)

- ・ 県の初動体制の確保に関して、国民保護対策準備室 (仮称) を設置する場合を明確にする趣旨からの変更 < 国からの意見による主な変更 >

変更する文言

知事は、国における武力攻撃事態等の認定が行われていない場合において、現場からの情報により 多数の人を殺傷する行為等の緊急 事案の発生を把握した場合には、県として、関係機関からの情報収集を図り、的確かつ迅速に対処するため、「国民保護対策準備室 (仮称)」を速やかに設置する。

また、九州・山口各県やその他の地域での同様の事案の発生を把握した場合 及び国対策本部が設置された又は国において武力攻撃事態等の認定が行われたものの、県に対して県対策本部を設置すべき県としての指定がない 場合についても、県として、関係機関からの情報収集を図り、的確かつ迅速に対処するため、「国民保護対策準備室 (仮称)」を速やかに設置する。

6 1 頁 (【さまざまな事案の発生に対応する組織体制】)

- ・ 県の初動体制の確保に関して、事案発生から初動体制の確立に関するフロー図等の差し替え変更する内容……別記

【 対応事例編 】

1 4 1 頁 (1 弾道ミサイル攻撃への対応事例)

- ・ 全体の流れを整理したことによる変更

変更する文言

< 弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令された事態で、着弾後に通常弾頭であることが判明した事例を想定 >

弾道ミサイル攻撃に際しては、まず弾道ミサイルの発射が迫っているとの警報が発令され、その後、実際に弾道ミサイルが発射されたときは、その都度警報を発令することとされています。 など

【 全般的事項 】

- ・ 国の機関、国が指定した指定公共機関の行動等について、県の計画でこれらの行動を規定するような記述は不相当であるという趣旨の国の意見による変更

変更する文言

8 1 頁 ((4) 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関による緊急通報の放送)

放送事業者である 指定公共機関及び 指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

また、放送事業者である指定公共機関も同様の放送をするものとされている。

1 2 0 頁 ((4) 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定等)

警察官 又は海上保安官 は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。

また、海上保安官も同様の措置をとることとされている。 など

別記

【さまざまな事案の発生に対応する組織体制】

基本方針

- ・ 事案の推移に応じた適切な体制を確保する。
- ・ 体制の確保にあたっては、既存の体制の活用を図る。（テロ等警戒本部、事故対策本部及び災害対策本部など）

事案の種別		時間の流れ		
<p>テロ等の危険増大 武力攻撃事態 (例) 正体不明のグループの不法入国情報の入手</p> <p>県内で武装したグループの発見</p> <p>国民保護対策準備室(仮称)の設置、 国に対する、事態認定及び県対策本部設置に係る指定の要請</p> <p>国の事態認定、本部設置指定を受け、県対策本部の設置</p>		<p>テロ等警戒本部</p>	<p>国民保護対策準備室 (仮称)</p>	<p>県(国民保護)対策本部</p>
<p>他の都道府県での事案の発生</p> <p>国が事態認定</p> <p>当県で国民保護対策準備室(仮称)の設置、 状況を判断して県対策本部設置に係る指定の要請</p> <p>国の本部設置指定により県対策本部の設置</p>			<p>室長 副知事 (状況によっては直接、 知事が指揮する) 必要に応じて、危機管理 調整センターを設置</p>	
<p>原因不明の爆発等(大規模) <u>事故であることが判明</u></p> <p>(例) 爆発事案の発生</p> <p>大規模な被害の発生により災害対策本部の設置</p>			<p>災害対策本部</p> <p>必要に応じて、危機管理 調整センターを設置</p> <p>(小規模な場合は、 事故対策本部を設置)</p>	
<p>原因不明の爆発等(大規模) <u>武力攻撃であることが判明</u></p> <p>(例) 爆発事案の発生</p> <p>大規模な被害の発生により災害対策本部の設置</p> <p>特殊部隊による攻撃であること等により国の本部設置 指定を受け、県対策本部の設置</p>			<p>災害対策本部</p> <p>必要に応じて、危機管理 調整センターを設置</p> <p>(小規模な場合は、 事故対策本部を設置)</p>	<p>県(国民保護)対策本部</p>
<p>武力攻撃事態 弾道ミサイル攻撃など武力攻撃事態等の発生により 県対策本部の設置</p>				<p>県(国民保護)対策本部</p>

テロ等警戒本部：常設しており、テロ関係の情報収集、関係機関との連絡等にあたる。

国民保護対策準備室(仮称)は、事態認定前においては、警察官職務執行法等による対応を行う。